

20210917_【感染症情報】フィリピンにおける新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の対応について（その 59：「グリーン」国／管轄地域の変更、「レッド」・「イエロー」国／管轄地域の発表）（9月16日発表）

【ポイント】

- 9月16日、フィリピン政府は、「グリーン」国／管轄地域の変更及び9月4日に発表された分類「イエロー」・「レッド」国／管轄地域を発表しました。
- 日本は「イエロー」国に該当します。

【本文】

1 9月16日、フィリピン政府は、「グリーン」国／管轄地域について、該当する国・地域等の変更及び9月4日に発表された、新たな渡航制限分類の「レッド」・「イエロー」国／管轄地域を以下のとおり発表しました。

なお、日本は、この「イエロー」国に該当します。

(1) 「グリーン」国／管轄地域

アメリカ領サモア、ブルキナファソ、カメルーン、ケイマン諸島、チャド、中国、コモロ、コンゴ共和国、ジブチ、赤道ギニア、フォークランド諸島（マルビナス諸島）、ガボン、香港、ハンガリー、マダガスカル、マリ、ミクロネシア連邦、モントセラト、ニューカレドニア、ニュージーランド、ニジェール、北マリアナ諸島、パラオ、ポーランド、サバ（オランダ領）、サンピエール島・ミクロン島、シエラレオネ、シント・ユースタティウス、台湾、アルジェリア、ブータン、クック諸島、エリトリア、キリバス、マーシャル諸島、ナウル、ニカラグア、ニウエ、北朝鮮、セントヘレナ、サモア、ソロモン諸島、スーダン、シリア、タジキスタン、タンザニア、トケラウ、トンガ、トルクメニスタン、ツバル、バヌアツ、イエメン

(2) 「レッド」国／管轄地域

グレナダ、パプアニューギニア、セルビア、スロベニア

※「レッド」国／管轄地域から来た渡航者、及びフィリピン到着前の14日間以内に「レッド」国／管轄地域に渡航歴のある外国人渡航者は、予防接種の状況に関係なく、入国は許可されない。

(3) 「イエロー」国／管轄地域

上記（1）、（2）に記載されていない他の全ての国／管轄地域。

※「イエロー」国／管轄地域から来た渡航者、及びフィリピン到着前の14日間以内に「イエロー」国／管轄地域に渡航歴のある渡航者は、以下の入国、テスト及び検疫プロトコルに従う必要がある。

(i) 全ての入国者は、到着時に14日間の検疫を受けるものとする。最初の10日間は検疫施設で監視され、残りはそれぞれの目的地の地方自治政府の自宅検疫を受ける。

(ii) 到着日を初日として、7日目にPCR検査を受けることとなり、検査結果が陰性であっても、隔離施設で10日間の検疫期間を完了する必要がある。

2 在留邦人及び短期渡航者の皆様におかれては、感染予防に万全を期すとともに、コミュニティ隔離措置、感染状況、医療事情、航空便、入国に係る規制（検査・検疫措置を含む。）等に関する最新情報に引き続き注意してください。

【関連情報】

●新興感染症に関する省庁間タスクフォース（IATF）（決議第139号（「グリーン」・「レッド」・「イエロー」国／管轄地域の指定）

<https://pcoo.gov.ph/wp-content/uploads/2021/09/20210916-IATF-RESOLUTION-139-RRD.pdf>

+++++

●日本外務省・海外安全ホームページ（感染症危険情報：フィリピン）

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfections_pothazardinfo_013.html#ad-image-0

※現在ビサヤ地方を含むフィリピン全土に「感染症危険情報レベル3：渡航は止めてください（渡航中止勧告）」が発出されています。

.....

※この情報は、在留届、及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。本メールを受信していない場合は、在留届にメールアドレスの登録をなさるか、「たびレジ」登録をお願いします。

在留届・たびレジ登録：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/ORRnet/>

（問い合わせ窓口）

○在セブ日本国総領事館

住所：7th floor, Keppel Center, Samar Loop cor. Cardinal Rosales Ave., Cebu Business Park, Cebu City

電話：（市外局番 032）231-7321

FAX：（市外局番 032）231-6843

ホームページ： https://www.cebuphemb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html